

（方向指示器）

第59条 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車（次号から第4号までに掲げるものを除く。）に備える方向指示器にあつては、協定規則148号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.6.（種別1、1a、1b、2a、2b、5及び6に係るものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては協定規則148号の規則5.6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則148号の規則3.5.1.1.の規定に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則148号の技術的な要件（同規則の規則4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
 - 二 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあつては、協定規則148号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.6.（種別1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則148号の規則5.6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則148号の規則3.5.1.1.の規定に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則148号の技術的な要件（同規則の規則4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
 - 三 三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあつては、次に掲げる基準とする。
 - イ 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100mの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 方向指示器の灯光の色は、^{しょう}橙色であること。
 - 四 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを^{けん}牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）の両側面の中央部に備える方向指示器にあつては、別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準とする。
- 2 三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面及び後面に備える方向指示器であつて、その光源が10W以上60W以下であり、かつ、その照明部の面積が7cm²であるものは、前項第3号イの基準に適合するものとして取り扱う。
 - 3 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条第3項の告示で定める基

準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。